

第3節

3人以上子供が持てる環境を整備する。

1 多子世帯における 様々な面での負担の軽減

多子世帯の経済的負担の軽減

多子世帯の経済的負担を軽減するための措置については、一定の要件の下で児童手当や幼児教育・保育などにおいて行われている。

児童手当では、3歳から小学校修了前の子供について、第1子及び第2子については月1万円を支給しているのに対し、第3子以降の子供については月1.5万円を支給している。(所得制限あり)

幼稚園、保育所等の保育料では、多子世帯の負担軽減策として一定範囲で第2子を半額負担、第3子以降を無償とする支援を行っている。また、2016（平成28）年度からは、世帯収入が一定額以下の場合について、①ひとり親世帯は、第1子が半額、第2子以降は無償、②ひとり親でない世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償となるよう制度の拡大を行っている。

また、児童扶養手当の多子加算額につい

て、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を図ることとし、第2子の加算額を月額5千円から月額最大1万円（36年ぶりの引き上げ）に、第3子以降の加算額を月額3千円から月額最大6千円（22年ぶりの引き上げ）とすること「児童扶養手当法の一部を改正する法律」が2016年通常国会（第190回国会）で成立した。

多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用

多子世帯又は第3子以降であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けることについて、地方公共団体に対する配慮の働きかけを行っている。

住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置

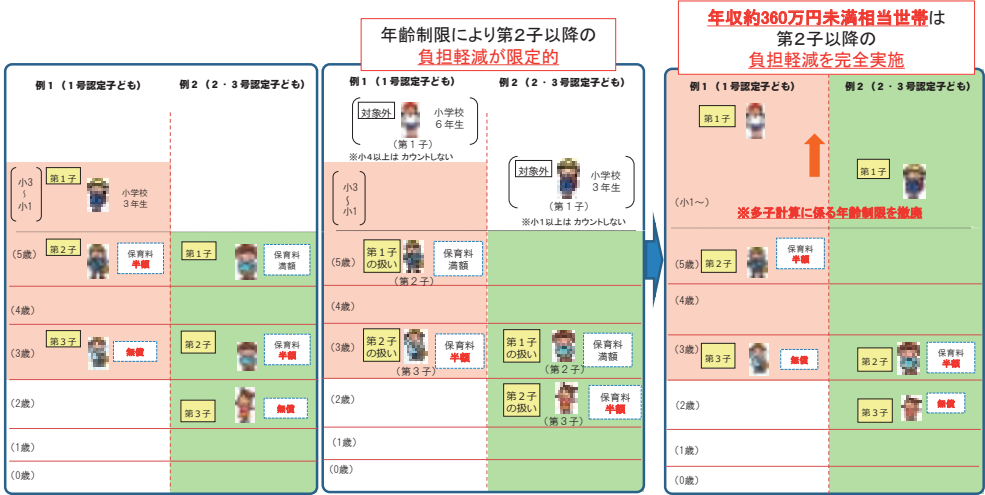
公営住宅においては、多子世帯について、入居者選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱いを行っている。

第2-1-10図 多子世帯の保育料負担軽減

多子世帯の保育料負担軽減について 平成28年度予算 所要額 国費：100億円（公費：214億円）

●多子世帯の保育料負担軽減

- 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で
 - ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
 - ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
- とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**



資料：内閣府資料

第2-1-11図 ひとり親世帯等の保育料負担軽減

ひとり親世帯等の保育料負担軽減について 平成28年度予算 所要額 国費：26億円（公費：54億円）

●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ **第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化**
 （第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償）

○1号認定子どもについて

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円	15,100円(1,000円引き下げ)	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
	第2子 8,050円	7,550円(上記の半額)	

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	第1子 16,500円	15,500円(1,000円引き下げ)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
	第2子 8,250円	7,750円(上記の半額)	
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	第1子 27,000円	27,000円(基準額表どおり)	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)
	第2子 13,500円	13,500円(上記の半額)	

資料：内閣府資料